

別冊

徳島県男女共同参画基本計画（第5次）
（議案版 案）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 本県のめざすべき姿	2
計画の体系	5
第3章 基本方針、主要課題とその推進方策	6
基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	6
主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】	6
主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】	9
主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】	10
主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11
基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	12
主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	12
主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援	14
主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援	15
主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	16
基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり	17
主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	17
主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	19
主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進	20
主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	21

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1、2及び3に係る部分については、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

（男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市4町 ※令和5年4月現在）

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）などと共に、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する目標や計画を共有することにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

2 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

3 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、10の「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら12の柱を確実に推進するため、13番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

4 進行管理

この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

第2章 本県のめざすべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」

2 めざすべき将来像

【誰もが個性に応じて活躍し、
多様性が受容されるダイバーシティ社会*1が創り出されている】

- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な個性や価値観が大切にされ、自立しながら支え合い、一人ひとりが居場所を持つことで、いきいきと活躍する社会が形成されています。
- 性別に関わらず、様々な分野での活躍やキャリアアップが可能となり、また、育児や介護に携わることが当たり前になるなど、家庭でも職場でも、男女が互いに尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会が形成されています。

3 第5次計画の重点方針

- 我が国は、「ジェンダー・ギャップ（男女格差）指数*2（2023）」において146か国中125位と先進国の中では、最低水準です。
- 「とくしまe-モニターアンケート」では、男性の方が「非常に優遇されている」または「どちらかと言えば優遇されている」と考える人の割合が、65.9%にのぼっています。
- 上記の現状を踏まえ、第5次計画においては、男女間の格差の解消に重点を置き、各種施策を展開することとします。
なお、施策の推進に当たっては、仕事と家庭生活の両立等に関して、本人の意思が尊重されるべきものであることに配慮することとします。

4 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(5) あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現のため、あらゆる暴力を根絶し、生活上の困難を抱える女性を支援していく必要があります。

(6) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにしていきます。

(7) 地域社会における男女共同参画

防災・事前復興、地域おこし・まちづくり、環境などの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

(8) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(9) ダイバーシティ社会の実現

男女共同参画を実現するため、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらない多様な人々が力を発揮し、共存できるダイバーシティ社会を実現します。

(10) 持続可能な開発目標（SDGs）*3の達成に向けた施策展開

SDGsがめざしている「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「世界の中の徳島」として、国際社会と足並みを揃え、ジェンダー平等に向けた取組を進めます。

- *1 「ダイバーシティ」は「多様性」のこと。性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。
- *2 各国の男女格差を測る指数。世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の4つの分野毎に各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかを数値で算出し、2005年から毎年発表している。
- *3 2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困の解消や気候変動対策など持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現をめざしている。

◆第5次計画の体系

基本方針【3】	主要課題【12】		推進方策【34】
I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	推進計画※	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
			(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
			(3) 男女間賃金格差への対応
			(4) 起業・創業への支援
			(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
			(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出	
		(2) 働き方改革の推進	
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
		(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	
(3) 男性の育児休業取得等の推進			
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成		
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
		(2) 性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援	
		(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化	
		(4) 加害者の再犯防止に関する取組	
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) ひとり親家庭等への支援	
		(2) 若年者の妊娠等への支援	
		(3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備	
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持	
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興	
		(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立	
	III 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
(2) 男性にとっての男女共同参画の推進			
(3) 総合相談体制の充実・強化			
10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実		(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	
		(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	
11 地域社会における男女共同参画の推進		(1) 地域における男女共同参画の推進	
		(2) 地方創生の推進と男女共同参画	
		(3) 環境保全への寄与	
12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり		
	(2) 多様な人権尊重		

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1、2、3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通して、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる基盤づくりをめざします。

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 男女共同参画社会の実現は、国際社会が2030年の達成をめざすSDGs 5番目の目標、「ジェンダー*1 平等」をはじめ、全ての目標の達成に不可欠な視点であるとともに、ダイバーシティ社会の実現にもつながるものです。
- 世界経済フォーラムが発表した2023年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中125位（前年：116位）と先進国の中では最低水準となっています。
- また、県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果において、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、65.9%にのぼる一方で、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査*2においても、同様の傾向となっています。
- このような状況を踏まえ、徳島県男女共同参画推進条例に規定する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」*3を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定するものです。
- 一方、近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意する必要があります。
- 既に働いている女性はもとより、これから働こうとしている女性も含め、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現するためには、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備、キャリアアップや復職、再就職に必要な支援及びリカレント教育の推進など、関係機関が連携した女性のエンパワーメント*4に努めていく必要があります。
- また、SDGsの達成に向けた取組の一つとして、全国トップクラスの実績を誇る本県の女性活躍を、関係機関との連携により県内外に発信していきます。

*1 人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

- *2 「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」において、「社会全体の男女の地位の平等感」について、「男性の方が優遇されている」と回答した人が74.1%、「平等」と回答した人が21.2%となっており、その背景として、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられる。
- *3 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。
- 男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
- *4 エンパワメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

推進方策

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」*1の策定を支援するとともに、男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的認知度を高めます。

また、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知による気運醸成により、企業に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」*2の意見を踏まえながら、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

- *1 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。
- *2 働く女性の活躍促進のため、事業者、学識経験者及び行政等が連携・協力し、様々な検討や提言を実行していくことを目的として設置される協議会。

(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成

出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等をめざす女性のキャリアアップや基礎的なデジタルスキル等の習得を図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたりカレント教育及びリスキリング支援を実施し、女性の活躍を支援します。

(3) 男女間賃金格差への対応

男女間の賃金格差を解消するため、非正規雇用労働者の正規化への促進や専門的なスキルの習得のための支援等により、女性の経済的自立を積極的に促進します。

(4) 起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での6次産業化*1に向けた研修会や各種交流会を開催し、新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での体制づくりにより、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、地域の課題解決を図ります。

- *1 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと(1次(生産)×2次(加工)×3次(販売)=6次産業化)。

(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発・広報に努めるとともに、充実した労働相談体制を確保します。

主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く側のニーズの多様化が進む中、女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、男性も含めて、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要です。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。
- それぞれの企業等において、長時間労働を是正し、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、個々の事情にあった多様な働き方の実現をめざす取組を進めることが必要です。
- 特に、自宅やサテライトオフィス等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制の拡充等による、育児や介護といった家庭生活上のニーズにあわせた多様な働き方により、離職の防止や新たな人材の確保が期待できます。
- ゆとりと豊かな活力あふれる社会の実現を図るためには、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択でき、こうした多様な働き方のニーズに対応する企業等を支援することが求められます。

推 進 方 策

(1) テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、多様で新しい働き方を創出します。

(2) 働き方改革の推進

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現をめざします。

主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。
- このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。
- また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである男性が家事・子育て・介護等に参画できるような基盤整備を一層推進することが求められます。
- 男性が育児休業の取得等により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場におけるマネジメントの在り方を見直す契機ともなり、ひいては男女が共に暮らしやすい社会づくりに資するものです。
- 女性活躍推進法に基づく取組を含む積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による、職場における女性の参画拡大、女性の能力発揮を促進するための支援も必要です。
- 職業生活と家庭生活との両立に関しては、当然に本人の意思が尊重されるべきものであり、家庭生活に専念するという選択も尊重される必要があります。
- このため、あらゆる立場から仕事と生活の調和を見つめ直し、家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる基盤づくりを、着実に進めていくことが求められます。

推進方策

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、子育て・介護などを担う方の利便性の向上や手続に係る負担軽減を図るため、各種行政手続におけるオンライン化を推進します。

(3) 男性の育児休業取得等の推進

男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育てを楽しむ男性や子育て支援などに積極的な企業・団体の認証・表彰等により、男女が共に家事や育児、介護等に参画・実践できる社会の実現を推進します。

主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 世界経済フォーラムが発表した2023年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中125位（前年：116位）と先進国の中では最低水準となっております。
- 国においては、指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、男女共同参画社会基本法に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成など取組を強化する必要があるとしています。また、指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取組を強化し、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会になることをめざしています。
- 男女共同参画推進条例においては、男女が社会における対等な構成員として、施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることなどを旨とした基本理念を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含む施策を総合的に策定し、実施することが規定されています。
- 徳島県では、管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合が19.6%で全国第1位（全国平均15.7%：令和2年国勢調査）、県審議会等における女性委員の割合が56.8%で、平成20年度以降、平成28年度を除き全国第1位（全国平均37.5%：R3.4.1現在）、と全国トップクラスにあります。
- 今後とも、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実に努めます。

推進方策

（1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*1を策定するなど、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図ります。

*1 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」は、国及び地方公共団体の機関等が策定する組織内の女性の活躍を推進するための取組をとりまとめた行動計画。

（2）男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性のエンパワーメントを促進し、幅広い分野においてリーダーとして活躍できる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現していくために、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めるとともに、健康で安心して生活することができる環境づくりを進めます。

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力の根絶は、非常に重要な課題であり、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。
- 男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春、アダルトビデオ出演被害など様々な形態がありますが、スマートフォンやSNSなどの普及を背景に被害が若年層へ拡大するなど、女性に対する暴力は多様化しており、こうした暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。
- これらの状況を踏まえ、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための環境づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間団体の支援にも取り組みます。

また、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、若年層を対象とした啓発を進めます。

(2) 性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援

性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、インターネットやSNS等を活用した相談支援内容の広報啓発の実施や、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成研修の実施などにより、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組みます。

また、アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であることから、若年層の被害拡大防止に向けて、適切な被害者対応を図り、取締りを強力に推進します。

(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化

ストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害者への適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

(4) 加害者の再犯防止に関する取組

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組めます。

主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 経済的に厳しい状態に置かれている「ひとり親家庭」の母親をはじめ、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、これらの人々に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間の連鎖を断ち切るため、妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化等、各種支援施策を実施していく必要があります。
- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化、複雑化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことから、令和4年5月、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」が成立（施行：令和6年4月）し、都道府県は、国の定める「基本方針」に即して施策の実施に関する「基本計画」を定めなければならないこと等が規定されました。
- 生活上の困難を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら最適・多様な支援が受けられるよう、総合的・包括的な支援体制の充実を図ります。

推進方策

（1）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。

（2）若年者の妊娠等への支援

若年の女性が妊娠した場合は、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、適切な支援を行います。

（3）困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する基本計画の策定や支援調整会議の設置等、各種施策を計画的に実施します。

主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 女性と男性にはそれぞれ特有の病気や健康上の問題点等があることに加え、近年の社会情勢の変化に伴い、女性の健康を取り巻く環境は変化しており、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要です。
- これらの状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境及び相談体制の整備、並びに学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立を推進するとともに、企業に対しても従業員の性差に応じた健康対策を講じるよう啓発を図っていく必要があります。
- また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

（１）男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援します。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。

主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 近年、これまで経験したことのないような集中豪雨や頻発する台風などの異常気象により、全国各地で洪水や土砂災害などの自然災害が多発しています。さらに、徳島県においては、発災すれば大きな揺れや津波による大規模災害の発生が予想される南海トラフ巨大地震の発生が想定されます。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状態にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・事前復興、災害に強い社会の実現に必須です。
- 災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映して、社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・事前復興を円滑に進める基盤となります。
- 特に、防災・事前復興の取組を進めるに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・事前復興体制を確立する必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興

男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。

基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり

地域の人々が、性別、年齢、障がいの有無等、互いの多様性を理解し合い、尊重するとともに、一人ひとりの能力を十分に発揮して、生き方を選択することができるダイバーシティ社会の実現をめざします。

主要課題 9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果においても、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、65.9%にのぼり、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査におきましても、同様の傾向となっております。
- 背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。
- 男女共同参画社会を形成するには、固定的な性別役割分担意識等の解消が必要です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、一人ひとりの生活には未だに根強く残っていることから、男女平等・人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発を展開する必要があります。
- 男性にとっても、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成は重要であり、男性がより生きやすくなることについての理解を深め、男性の家庭・地域における活躍を促進します。
- メディアを通じて、男女共同参画に関する正しい理解を広められるよう、積極的に情報発信を行うとともに、表現の自由を十分尊重しながら、男女共同参画に関する関係者の自主的な取組を促進します。

推進方策

（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

インターネットや広報誌など多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画及びジェンダー平等の意識啓発を効果的に推進していくため、その参考指標としての県民の皆様への意識調査の実施と分析に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた効果的な普及啓発を行います。

（2）男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図るとともに、男性も対象とした相談窓口の周知に努めます。また、家族の姿が変化

・多様化する状況の中で男性が家庭や地域社会で活躍の場を広げられるよう、家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。

(3) 総合相談体制の充実・強化

あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。

主要課題 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、性別による差別などを受けることなく、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。
- 各人が互いの違いを認め合い、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。
- 誰もが伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。
- また、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護されるジェンダー平等の社会づくりを進めます。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤としたジェンダー平等意識の育成を図るための教育の充実をめざします。また、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む環境づくりを推進します。

主要課題 1 1 地域社会における男女共同参画の推進

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 地域社会の一員として、共に支え合うことの大切さを再認識するとともに、自らの行動が、現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることに自覚を持つとともに、持続可能なよりよい社会づくりに貢献していく必要があります。
- また、活力ある地域社会を持続していくために、進学や就職という節目を迎えた若者世代が本県との関わりを保ち続けられる取組や、人口動態に大きな影響力を持つ女性にとって、魅力のある地域づくりを進めていくことも重要です。
- NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくために、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、共に支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」を推進します。

推進方策

(1) 地域における男女共同参画の推進

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む社会づくりを進めます。

(2) 地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

(3) 環境保全への寄与

男女が共に、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

主要課題 1 2 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。
- また、障がいがあること、外国人であること、同和問題に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進めます。

推進方策

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現をめざします。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々が安心して暮らせるよう取り組みます。

(2) 多様な人権尊重

性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の人権や、高度情報化や国際化、少子高齢化の進行等、社会の変化の中で生じる新たな人権問題に対しても、理解と認識を深め、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」をめざします。